

要介護1~5の人が利用できるサービスです



介護保険で利用できるサービス 介護サービス (在宅サービス)

在宅サービスには、居宅を訪問してもらう訪問系サービスや施設に通って受ける通所系サービスなどがあります。サービスは組み合わせて利用することができます。

- 利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割をめやすとして掲載しています。平成27年8月から一定以上所得者（本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の第1号被保険者の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身世帯280万円以上、2人以上世帯346万円以上）がサービスを利用した場合、利用者負担は2割になります。
- サービスの利用内容によってさまざまな加算があります。また、地域による加算や介護職員処遇改善加算などもあります。

変わりました 平成27年4月からの介護報酬改定にともないサービス費用が変わりました。

自宅での生活の手助けをしてほしい

訪問介護 (ホームヘルプ)

ホームヘルパーが居宅を訪問して、食事・入浴・排せつなどの身体介護、調理・洗濯、掃除などの日常生活上の援助をします。通院などを目的とした乗降介助も行います。



●利用者負担のめやす

身体介護中心 (20分以上30分未満の場合)	245円
------------------------	------

生活援助中心 (20分以上45分未満の場合)	183円
------------------------	------

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%が加算されます

通院等のための乗車または降車の介助 (1回につき)	97円
---------------------------	-----

※移送にかかる費用は別途負担が必要です

訪問入浴介護

介護職員と看護職員が移動入浴車などで居宅を訪問し、入浴の介助をします。



●利用者負担のめやす

1回	1,234円
----	--------

自宅でリハビリを受けたい

訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、リハビリテーションを行います。



●利用者負担のめやす

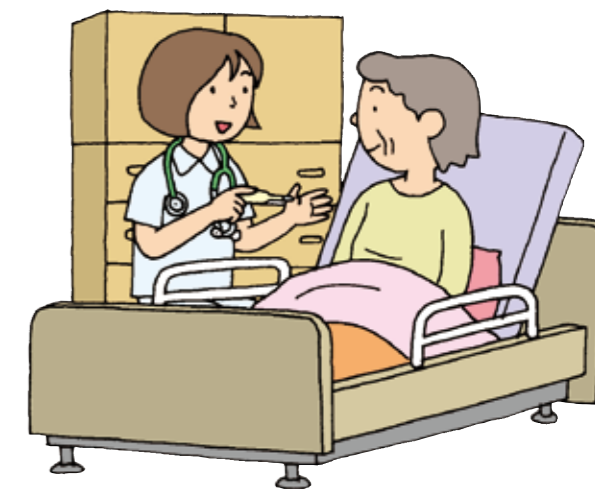
1回※	302円
-----	------

※20分間リハビリテーションを行った場合

自宅でお医者さんや看護師さんにアドバイスをもらいたい

訪問看護

疾患などを抱えている人へ、看護師などが居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。



●利用者負担のめやす

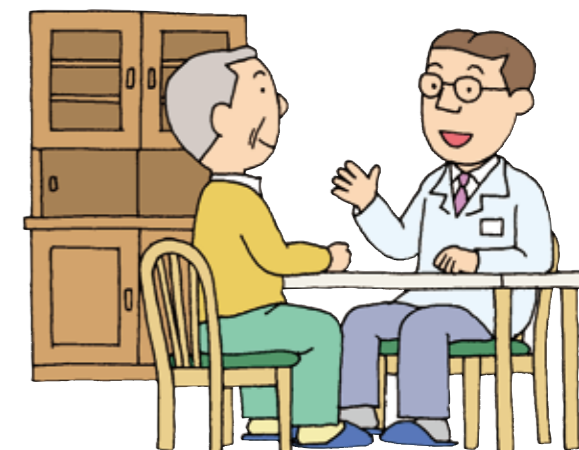
訪問看護ステーションからの訪問の場合 (30分未満の場合)	463円
-------------------------------	------

病院または診療所からの訪問の場合 (30分未満の場合)	392円
-----------------------------	------

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%加算されます
※緊急時訪問看護加算、特別な管理を必要とする場合などの加算あり

居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。



●利用者負担のめやす

医師・歯科医師が行う場合 (月2回まで)	503円
----------------------	------

施設に行って支援やリハビリを受けたい

通所介護(デイサービス)

通所介護施設に通い、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、機能訓練などを日帰りで行います。



●利用者負担のめやす
通常規模の事業所の場合(7時間以上9時間未満の場合)

要介護1	656円
要介護2	775円
要介護3	898円
要介護4	1,021円
要介護5	1,144円

療養通所介護の場合

6時間以上8時間未満	1,511円
------------	--------

※送迎を含む
※個別の機能訓練を行った場合や入浴の加算あり。食費、日常生活費は別途必要になります

通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や医療施設などに通い、食事・入浴・排せつなどの介護や、生活機能向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。



●利用者負担のめやす
通常規模の事業所の場合(6時間以上8時間未満の場合)

要介護1	726円
要介護2	875円
要介護3	1,022円
要介護4	1,173円
要介護5	1,321円

※送迎を含む
※個別のリハビリテーションを行った場合や入浴の加算あり。食費、日常生活費は別途必要になります

施設に入所してサービスを受けたい

短期入所生活介護(ショートステイ) 短期入所療養介護(医療型ショートステイ)

介護老人福祉施設や医療施設などに短期間入所している人へ、日常生活上の支援や機能訓練などを行います。



●利用者負担のめやす
短期入所生活介護
介護老人福祉施設 併設型・多床室の場合(1日につき)
平成27年4~7月は()内の金額になります

要介護1	599円(646円)
要介護2	666円(713円)
要介護3	734円(781円)
要介護4	801円(848円)
要介護5	866円(913円)

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要になります

短期入所療養介護
介護老人保健施設 多床室の場合(1日につき)

要介護1	823円
要介護2	871円
要介護3	932円
要介護4	983円
要介護5	1,036円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要になります

特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している人へ、日常生活上の世話や機能訓練などを行います。

●利用者負担のめやす(1日につき)

要介護1	533円
要介護2	597円
要介護3	666円
要介護4	730円
要介護5	798円



施設で生活しながら介護を受けられるサービスです



介護保険で利用できるサービス 施設サービス

施設サービスは、介護が中心か治療が中心かなどによって入所する施設を選択します。入所の申し込みは介護保険施設へ直接行います。要支援1・2の人は、施設サービスは利用できません（介護老人福祉施設のみ要介護1・2の人も原則として新規入所できません）。

施設サービスの費用について

施設サービスを利用した場合、サービス費用の1割^{*}に加えて、食費、居住費、日常生活費を施設に支払います。

サービス費用の1割

※平成27年8月から、一定以上所得者は2割

+

食費

+

居住費

+

日常生活費

■基準費用額：施設における居住費・食費の平均的な費用を勘案して定める額（1日あたり）
利用者負担は施設と利用者の間で契約により決められますが、水準となる額が定められています。

変わりました 多床室の基準費用額が変わりました。

- 居住費……ユニット型個室 1,970円、ユニット型準個室 1,640円、従来型個室 1,640円（介護老人福祉施設と短期入所生活介護は1,150円）、多床室 370円（平成27年8月から介護老人福祉施設と短期入所生活介護は840円）
- 食費……1,380円

低所得の人は食費と居住費が軽減されます

低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により、食費と居住費の一定額以上は保険給付されます。所得に応じた負担限度額までを支払い、残りの基準費用額との差額は介護保険から給付されます（特定入所者介護サービス費等）。

変わりました ●多床室の負担限度額が変わりました。
●平成27年8月から、①住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税者の場合 ②住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も住民税非課税）でも、預貯金等が一定額（単身1,000万円、夫婦2,000万円）を超える場合 ①②のいずれかに該当する場合、特定入所者介護サービス費等の給付の対象にはなりません。

●負担限度額（1日あたり）

利用者負担段階	居住費等の負担限度額				食費の負担限度額
	ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室	
第1段階 本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階 本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円
第3段階 本人および世帯全員が住民税非課税で、利用者負担段階第2段階以外の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円

●介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、()内の金額となります

日常生活の支援を
してほしい

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

●利用者負担のめやす（30日の場合）

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型準個室
		平成27年4～7月は()内の金額になります	
要介護1	16,410円	16,410円(17,820円)	18,750円
要介護2	18,420円	18,420円(19,830円)	20,730円
要介護3	20,460円	20,460円(21,870円)	22,860円
要介護4	22,470円	22,470円(23,880円)	24,840円
要介護5	24,420円	24,420円(25,830円)	26,820円

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護を提供します。



変わりました 平成27年4月から、新規入所は、原則として要介護3以上の人が対象です。

※ただし、すでに入所している要介護1・2の人（要介護3以上から要介護1・2に状態が改善された場合も含む）や、制度改正後に要介護3以上で新規入所したのち要介護1・2に状態が改善された場合でも、やむを得ない事情があれば、引き続き入所できる経過措置が設けられています。また、要介護1・2で認知症などやむを得ない事情があれば、新規入所が認められる場合があります。

介護やリハビリを
受けたい

介護老人保健施設（老人保健施設）

●利用者負担のめやす（30日の場合）

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型準個室
要介護1	20,850円	23,040円	23,220円
要介護2	22,200円	24,480円	24,570円
要介護3	24,030円	26,310円	26,430円
要介護4	25,590円	27,840円	28,020円
要介護5	27,120円	29,430円	29,550円

状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションや介護を提供します。



医療を中心とした
介護を受けたい

介護療養型医療施設（療養病床等）

●利用者負担のめやす（30日の場合）

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型準個室
要介護1	19,230円	22,350円	23,010円
要介護2	22,320円	25,440円	26,100円
要介護3	29,010円	32,130円	32,790円
要介護4	31,860円	34,980円	35,640円
要介護5	34,410円	37,530円	38,190円

長期の療養を必要とする人のための施設で、医療・看護・介護・リハビリテーションなどを提供します。



●従来型個室…ユニットを構成しない個室 ●多床室…ユニットを構成しない相部屋
●ユニット型個室…壁が天井まであり、完全に仕切られている個室
●ユニット型準個室…壁が天井までなく、すき間がある個室
※ユニットとは、少数の個室と、個室に近接して設けられた共同生活室によって一体的に構成される場所のことです



介護保険で利用できるサービス 介護予防サービス

介護予防サービスには、居宅を訪問してもらう訪問系サービスや施設に通って受ける通所系サービスなどがあります。サービスは組み合わせて利用することができます。

- 利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割をめやすとして掲載しています。平成27年8月から一定以上所得者（本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の第1号被保険者の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身世帯280万円以上、2人以上世帯346万円以上）がサービスを利用した場合、利用者負担は2割になります。
- サービスの利用内容によってさまざまな加算があります。また、地域による加算や介護職員処遇改善加算などもあります。

変わりました ●平成27年4月からの介護報酬改定にともないサービス費用が変わりました。

自宅での生活の手助けをしてほしい

介護予防訪問介護（ホームヘルプ）

利用者が自立した生活ができるよう、ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴や食事など生活の支援を行います。

●利用者負担のめやす（1か月につき）

週1回程度の利用	1,168円
週2回程度の利用	2,335円
週2回程度を超える利用 （要支援2のみ）	3,704円

※身体介護・生活援助の区分はありません
※乗車・降車等介助は利用できません



介護予防訪問入浴介護

疾病などの特別な理由がある場合に、介護職員と看護職員が居宅を訪問し、入浴の介助をします。

●利用者負担のめやす

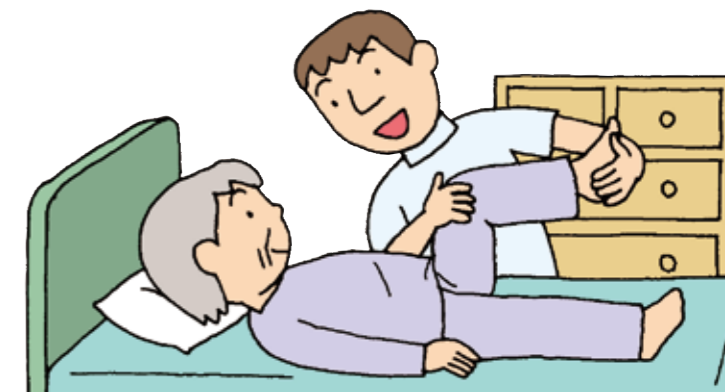
全身入浴	834円
------	------



自宅でリハビリを受けたい

介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、介護予防を目的としたリハビリテーションを行います。



●利用者負担のめやす

1回※	302円
-----	------

※20分間リハビリテーションを行った場合

自宅でお医者さんや看護師さんにアドバイスをもらいたい

介護予防訪問看護

疾患などを抱えている人へ、看護師などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。

●利用者負担のめやす

訪問看護ステーションからの訪問の場合 （30分未満の場合）	463円
病院または診療所からの訪問の場合 （30分未満の場合）	392円

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%加算されます
緊急時訪問看護加算、特別な管理を必要とする場合などの加算あり

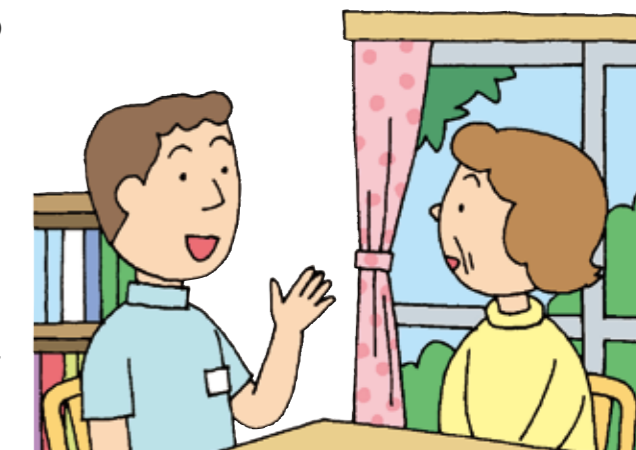


介護予防居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導をします。

●利用者負担のめやす

医師・歯科医師が行う場合 （月2回まで）	503円
-------------------------	------



施設に行って支援やリハビリを受けたい

介護予防通所介護（デイサービス）

通所介護施設（デイサービスセンター）で、食事・入浴などの基本的サービスや生活行為向上のための支援を行います。また、目標に合わせた選択的サービスも提供します。



●利用者負担のめやす（1か月につき）

共通的服务

要支援1	1,647円
要支援2	3,377円

※送迎、入浴を含む

※食費、日常生活費は別途必要になります

選択的サービス

運動器機能向上	225円
栄養改善	150円
口腔機能向上	150円
生活機能向上 グループ活動	100円

介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療施設などで、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、リハビリテーションを日帰りで行います。また、目標に合わせた選択的サービスも提供します。

●利用者負担のめやす（1か月につき）

共通的服务

要支援1	1,812円
要支援2	3,715円

※送迎、入浴を含む

※食費、日常生活費は別途必要になります

選択的サービス

運動器機能向上	225円
栄養改善	150円
口腔機能向上	150円

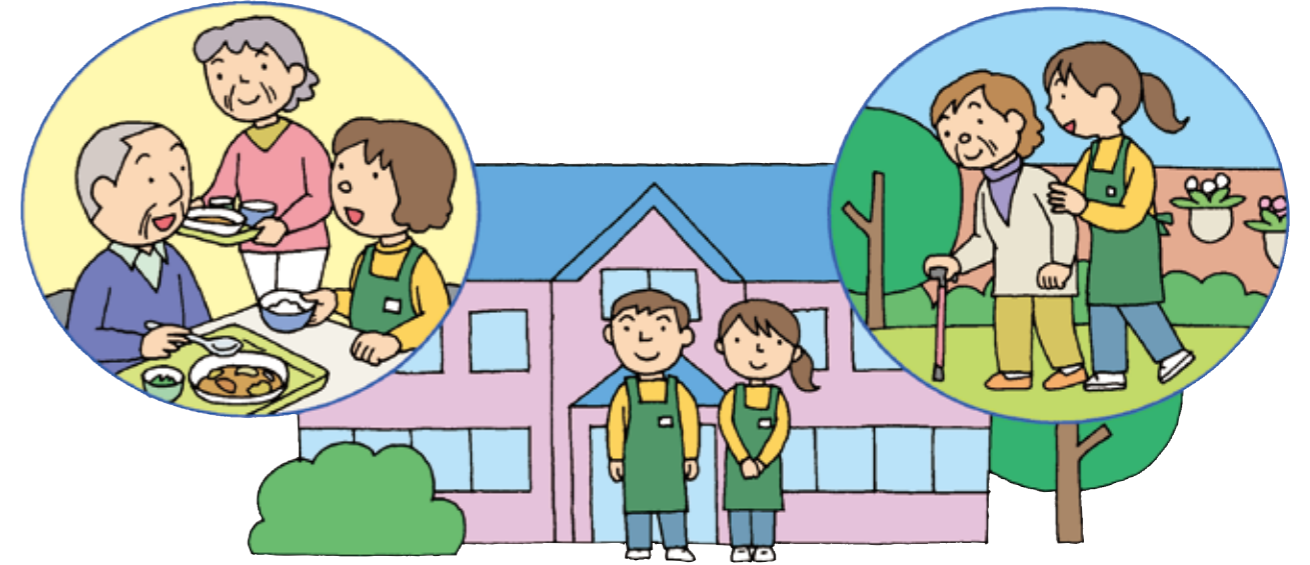
選択的サービスには次のようなものがあり、利用者の目標に応じて利用できます。組み合わせて利用することもできます。

- 運動器機能向上** 理学療法士などの指導で、ストレッチや筋力トレーニングなどをします。
- 栄養改善** 管理栄養士などの指導で、低栄養を予防するための食べ方や、食事作りなどをします。
- 口腔機能向上** 歯科衛生士や言語聴覚士などの指導で、歯みがきや摂食・えん下機能向上の訓練などをします。

施設に入所してサービスを受けたい

介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） 介護予防短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

介護老人福祉施設や医療施設などに短期間入所している人へ、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などを行います。



●利用者負担のめやす

介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設 併設型・多床室の場合（1日につき）

平成27年4～7月は（ ）内の金額になります

要支援1	438円（473円）
要支援2	539円（581円）

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要になります

介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設 多床室の場合（1日につき）

要支援1	608円
要支援2	762円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要になります

介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している人へ、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などを行います。



●利用者負担のめやす（1日につき）

要支援1	179円
要支援2	308円



介護保険で利用できるサービス 生活環境を整えるサービス

自立した生活を目指すために、福祉用具のレンタル（貸与）や購入費を支給するサービス、住宅の改修が必要な場合に、改修費を支給するサービスがあります。

【 】内は、介護予防サービスの名称です。

福祉用具を利用して自分でできることを増やしたい

福祉用具貸与【介護予防福祉用具貸与】

日常生活の自立を助けるための福祉用具（下記の品目）を借りることができます。

要介護4・5の人の対象品目

- 自動排泄処理装置 ※尿のみを吸引するものは要支援1・2、要介護1～3の人も利用できます

要介護2・3の人の対象品目

- 車いす（車いす付属品を含む） ● 特殊寝台（特殊寝台付属品を含む） ● 床ずれ防止用具
- 体位変換器 ● 認知症老人徘徊感知機器 ● 移動用リフト（つり具を除く）

要支援1・2、要介護1の人の対象品目

- 手すり（工事をとまなわないもの） ● スロープ（工事をとまなわないもの）
- 歩行器 ● 歩行補助つえ

◆利用者負担について

- 用具の種類や事業者により金額は変わります。支給限度額（P10）が適用されます。

特定福祉用具販売【特定介護予防福祉用具販売】

下記の福祉用具を、都道府県などの指定を受けた事業者から購入したとき、購入費が支給されます。

申請が必要です

要介護1～5

要支援1・2

- 腰掛け便座 ● 簡易浴槽 ● 入浴補助用具
- 自動排泄処理装置の交換可能部品 ● 移動用リフトのつり具

※事業所にいる「福祉用具専門相談員」に必ずアドバイスを受けましょう

◆利用者負担について

- いったん利用者が全額負担します。あとで領収書などを添えて指宿市に申請すると、同年度（4月1日～翌年3月31日）で10万円を上限に費用の9割が介護保険から支給され、1割を負担します。一定以上所得者は平成27年8月から8割が介護保険から支給され、2割を負担します。
- 都道府県などの指定を受けていない事業者から購入した場合は支給されませんので、ご注意ください。

住みなれた家を暮らしやすい環境にしたい

住宅改修費支給【介護予防住宅改修費支給】

事前の申請が必要です

事前に指宿市へ申請したうえで、手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、改修費が支給されます。

◆利用者負担について

- いったん利用者が改修費を全額負担します。あとで指宿市に申請すると、20万円を上限に費用の9割が介護保険から支給され、1割を負担します。一定以上所得者は平成27年8月から8割が介護保険から支給され、2割を負担します。
- 引っ越した場合や要介護状態区分が大きく上がったときには、再度給付を受けることができます。



要介護1～5

要支援1・2

介護保険でできる住宅改修の例

- 手すりの取り付け
- 段差の解消
- 滑りにくい床材に変更
- 引き戸などへの扉の取り替え
- 和式便器を洋式便器などに取り替え
- 上記の工事にともなって必要となる工事

利用手続きの流れ

ケアマネジャーなどに相談

施工事業者の選択・見積もり依頼

指宿市へ**事前に申請**／指宿市による確認

工事の実施・完了／支払い（全額）

指宿市へ領収書などを提出

住宅改修費の支給

申請に必要な書類

- 住宅改修費支給申請書
- 工事費見積書
- 住宅改修が必要な理由書
ケアマネジャーなどに作成を依頼します
- 改修後の完成予定の状態がわかるもの
写真または簡単な図を用いたもの

提出に必要な書類

- 住宅改修に要した費用の領収書
- 工事費内訳書
介護保険の対象となる工事の種類を明記し、各費用などが適切に区分してあるもの
- 完成後の状態を確認できる書類
改修前、改修後の日付入りの写真を添付
- 住宅の所有者の承諾書
改修の利用者と住宅の所有者が異なる場合

※市区町村によって手続きのしかたが一部異なる場合があります

地域の特性に応じたサービスもあります

介護保険で利用できるサービス 地域密着型サービス



住みなれた地域での生活を続けるために、地域の特性に応じた地域密着型サービスがあります。ただし、地域で必要とされるサービスが異なるため、原則として、他の市区町村のサービスは受けられません。

【 】内は、介護予防サービスの名称です。

- 利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割をめやすとして掲載しています。平成27年8月から一定以上所得者（本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の第1号被保険者の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身世帯280万円以上、2人以上世帯346万円以上）がサービスを利用した場合、利用者負担は2割になります。
- サービスの利用内容によってさまざまな加算があります。また、地域による加算や介護職員処遇改善加算などもあります。
- 施設を利用した場合、食費、日常生活費、居住費などは別途必要になります。

変わりました 平成27年4月からの介護報酬改定にともないサービス費用が変わりました。

通い・訪問・泊まりなど組み合わせて利用したい

小規模多機能型居宅介護

【介護予防小規模多機能型居宅介護】

施設への通いを中心に、利用者の選択に応じて、居宅への訪問や短期間の宿泊を組み合わせ、多機能なサービスを提供します。



●利用者負担のめやす
(1か月につき)

要支援1	3,403円
要支援2	6,877円
要介護1	10,320円
要介護2	15,167円
要介護3	22,062円
要介護4	24,350円
要介護5	26,849円

看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、通所・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアを提供します。

変わりました 名称が「複合型サービス」から変わりました。



要支援1・2の人は利用できません

※指宿市ではサービスの提供はありません。

●利用者負担のめやす
(1か月につき)

要介護1	12,341円
要介護2	17,268円
要介護3	24,274円
要介護4	27,531円
要介護5	31,141円

身近な地域の施設に入所したい

地域密着型特定施設入居者生活介護

定員が29人以下の介護専用型特定施設で、食事・入浴・排せつなどの介護や、日常生活上の世話、機能訓練などを提供します。

要支援1・2の人は利用できません

●利用者負担のめやす(1日につき)

要介護1	533円
要介護2	597円
要介護3	666円
要介護4	730円
要介護5	798円



地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、介護や日常生活上の世話、機能訓練などを提供します。

●利用者負担のめやす(1日につき)

	従来型個室	多床室 平成27年4~7月は()内の金額になります	ユニット型個室 ユニット型準個室
要介護1	547円	547円 (594円)	625円
要介護2	614円	614円 (661円)	691円
要介護3	682円	682円 (729円)	762円
要介護4	749円	749円 (796円)	828円
要介護5	814円	814円 (861円)	894円

要支援1・2の人は利用できません

変わりました 平成27年4月から、新規入所は、原則として要介護3以上の人が対象です。

※ただし、すでに入所している要介護1・2の人（要介護3以上から要介護1・2に状態が改善された場合も含む）や、制度改正後に要介護3以上で新規入所したのち要介護1・2に状態が改善された場合でも、やむを得ない事情があれば、引き続き入所できる経過措置が設けられています。また、要介護1・2で認知症などやむを得ない事情があれば、新規入所が認められる場合があります。

ヘルパーさんに自宅を定期的に訪問してもらいたい

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事などの介護や、日常生活上の緊急時の対応を行います。

要支援1・2の人は利用できません

●利用者負担のめやす(1か月につき)
介護、看護一体型事業所の場合

◆介護のみを利用

要介護1	5,658円
要介護2	10,100円
要介護3	16,769円
要介護4	21,212円
要介護5	25,654円

◆介護と看護を利用

要介護1	8,255円
要介護2	12,897円
要介護3	19,686円
要介護4	24,268円
要介護5	29,399円

認知症高齢者を対象にしたサービスを利用したい

認知症対応型通所介護 【介護予防認知症対応型通所介護】

※指宿市ではサービスの提供はありません。

認知症の人が、食事・入浴などの介護や機能訓練などを日帰りで行います。

●利用者負担のめやす
(7時間以上9時間未満)
グループホーム等の共用スペースを利用する場合

要支援1	469円
要支援2	496円
要介護1	506円
要介護2	524円
要介護3	542円
要介護4	560円
要介護5	579円

認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

【介護予防認知症対応型共同生活介護】

認知症の人が共同生活する住居で、食事・入浴などの介護や機能訓練などを行います。

要支援1の人は利用できません

●利用者負担のめやす
(1日につき)ユニット数1の場合

要支援2	755円
要介護1	759円
要介護2	795円
要介護3	818円
要介護4	835円
要介護5	852円

夜間もヘルパーさんに来てもらいたい

夜間対応型訪問介護

※指宿市ではサービスの提供はありません。

定期巡回または通報による夜間専用の訪問介護を行います。

要支援1・2の人は利用できません

●利用者負担のめやす
オペレーションセンターを設置している場合

基本夜間対応型訪問介護	981円/月
定期巡回サービス	368円/回
随時訪問サービス	560円/回

施設に行って支援やリハビリを受けたい

地域密着型通所介護

平成28年4月から小規模通所介護が地域密着型サービスに移行します

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、機能訓練などを日帰りで行います。

要支援1・2の人は利用できません

●利用者負担のめやす
7時間以上9時間未満の場合

要介護1	735円
要介護2	868円
要介護3	1,006円
要介護4	1,144円
要介護5	1,281円

みなさんの生活を支える相談窓口です



地域包括支援センターを 利用しましょう

地域包括支援センターは、みなさんが住みなれたまちで安心して暮らしていくために、必要な援助・支援を行う地域の総合相談窓口です。保健師等・主任ケアマネジャー・社会福祉士が、みなさんの生活を支える役割を担っています。

なんでもご相談ください

総合相談

介護に関する相談や悩み以外にも、福祉や医療、その他なんでもご相談ください。



自立した生活ができるよう支援します

介護予防ケアマネジメント

要支援1・2と認定された人や、支援や介護が必要となるおそれの高い人が自立して生活できるよう、介護予防の支援をします。



みなさんの権利を守ります

権利擁護

みなさんが安心して暮らせるように、みなさんの持つさまざまな権利を守ります。虐待を早期に発見したり、成年後見制度の紹介や、消費者被害などに対応します。



地域のネットワークをつくり、みなさんを支えます

包括的・継続的ケアマネジメント

暮らしやすい地域にするため、さまざまな機関とのネットワークをつくり調整します。また、ケアマネジャーの支援も行います。

